

児童虐待防止対策に係る提言及び社会的養育推進計画について

令和 2 年 11 月 19 日
子ども支援課

児童虐待防止対策の充実について、本年 1 月に児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会から提言をいただいたところです。また、同委員会での議論を踏まえ、本年 3 月に富山県社会的養育推進計画を策定しました。

県では、これらの提言及び計画に基づき、児童虐待防止や社会的養育の推進に係る施策を推進していくこととしております。

1 経過

令和元年 8 月	第 1 回検討委員会（児童虐待防止対策・社会的養育の現状と課題）
11 月	第 2 回検討委員会（今後の取組みの方向性、計画素案）
12 月	パブリックコメント実施
令和 2 年 1 月	第 3 回検討委員会 知事へ提言手交
3 月	富山県社会的養育推進計画策定

2 児童虐待防止対策に係る提言の概要

提言中、「Ⅲ具体的な方策」において、以下の観点から取りまとめ

施策の区分	観 点
1 児童虐待の発生予防と早期発見	①児童虐待が起こらない環境づくり ②関係機関との連携強化による発生予防・早期発見
2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応	③児童相談所・一時保護所の充実 ④親子分離（介入）と保護者支援の両立 ⑤児童虐待と DV が重複して起こる事案への対応など、他機関との連携が必要な事案への対応 ⑥市町村の相談体制の強化／児童相談所と市町村の連携強化 ⑦民間団体の育成・活用
3 要保護児童の自立支援	⑧心理的課題を抱える子どもたちへのケア ⑨社会的養護の充実
4 今後の児童虐待防止対策の推進体制	⑩施策の推進管理

3 富山県社会的養育推進計画の概要

(1) 策定の趣旨

平成 28 年改正児童福祉法等により、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されたことから、この理念の実現に向け、社会的養育の充実に計画的に取り組むもの

(2) 計画の期間

令和 2 年度から令和 11 年度まで（中間年の令和 6 年度に見直し）

(3) 計画の記載事項

①当事者である子どもの権利擁護、②市町村の子ども家庭支援体制の構築、③各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み、④里親等への委託の推進、⑤特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築、⑥施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換、⑦一時保護改革、⑧社会的養護自立支援の推進、⑨児童相談所の強化、について、現状、課題、今後の取り組みを記載